

住民税の減額申告はお済みですか ……対象となる方は、すぐに申告を!

税務課 内線261~263

税源移譲により平成19年度分の住民税が増えた方で、平成19年中の所得が減ったことにより平成19年の所得税がかからなくなった方は、既に納付済の平成19年度分の住民税を減額（還付）する経過措置により負担が増えないようになっています。

この経過措置を受けるための申告期間が平成20年7月31日に終了しましたが、やむを得ない理由によりまだ申告していない方は、すぐに申告をしてください。

【対象者】平成20年度の住民税の分離課税を含む課税所得金額が、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の差の合計額以下になる方に限られます。

【申告先】平成19年1月1日現在お住まいの市区町村です。

減額申告書は、各市区町村にあります。

【対象年度】平成19年度分だけです。

固定
資産
税
減
額
申
告

固定資産税の減額措置

税務課 内線265~267

広報ゆがわら7月号では追加された固定資産税の減額措置（長期優良住宅に係る特例措置、住宅の省エネ改修に伴う減額措置）についてお知らせしましたが、今月は従前からの減額措置についてお知らせします。

(1)新築住宅に対する減額措置

新築された専用住宅または併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下のものが対象です。

・減額の期間

①一般の住宅（②以外の住宅）

新築後3年度分

②3階建以上の中高層耐火住宅など

新築後5年度分

・減額される税額

対象住宅に係る税額から2分の1を減額

（1戸あたり120㎡相当分まで）

(2)住宅の耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に一定の耐震改修を完了した住宅が対象です。

・減額の期間

改修完了が平成18年1月1日から平成21年12月31日までのもの…3年度分

改修完了が平成22年1月1日から平成24年12月31

日までのもの…2年度分

改修完了が平成25年1月1日から平成27年12月31日までのもの…1年度分

・減額される税額

対象住宅にかかる税額から2分の1を減額

（1戸あたり120㎡相当分まで、1回限りの適用）

※(1)や(3)など他の減額措置と同時に適用されません。

(3)住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年1月1日に存する住宅（賃貸住宅を除く。）で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を完了し、次のいずれかに該当する方が居住している住宅が対象です。

①65歳以上の方

②要介護認定または要支援認定を受けている方

③障がい者の方

・対象住宅にかかる翌年度の税額から3分の1を減額

（1戸あたり100㎡相当分まで、1回限りの適用）

※(3)と省エネ改修を同時に行った場合は、それぞれ減額されます。

(2)及び(3)は改修後3か月以内に所定の証明書類などを添付し税務課へ申告してください。

申告期限を過ぎている場合や期限内に申告できない場合はご相談ください。